

リース事業協会 50 年史 I

－ 1970 年代 リースの基盤整備 －

公益社団法人リース事業協会

はじめに

本誌 5 月号において、リース事業協会（以下「当協会」といいます。）が設立されてから今日に至るまでの歴史の概要を説明しましたが、6 月号から 10 月号にわたり、1970 年代から 2010 年代までの当協会の歴史を 10 年ごとに説明します（図表 1 参照）。

6 月号では 1970 年代について説明します。最初に時代背景を説明し、続いて、リース取引の状況、当協会の体制整備、リースの重要課題と当協会の活動を説明します。

図表 1 リース事業協会 50 年史（月刊リース掲載予定）

掲載号	掲載内容
2021 年 5 月号	リース事業協会 50 年史概要
2021 年 6 月号 (本号)	リース事業協会 50 年史 I － 1970 年代 リースの基盤整備 － 1. 時代背景 2. リース取引の状況 3. 当協会の体制整備 4. リースの重要課題と当協会の活動
2021 年 7 月号	リース事業協会 50 年史 II － 1980 年代 リースの急成長 －
2021 年 8 月号	リース事業協会 50 年史 III － 1990 年代 規制緩和 －
2021 年 9 月号	リース事業協会 50 年史 IV － 2000 年代 リース会計・税制変更 －
2021 年 10 月号	リース事業協会 50 年史 V － 2010 年代 変化への対応 －

【凡例】

- ①組織名や会社名は当時の名称で表記します。
- ②個人の敬称は「氏」または当時の役職で表記します。
- ③株式会社等の表記は省略します。
- ④リース関連用語は、できる限り一般的な用語で表記します。なお、用語の意味は以下のとおりです。
 - ユーザー：リース物件の使用者です。
 - リース：ファイナンス・リースとオペレーティング・リースを包含します。
 - ファイナンス・リース：全額回収及び中途解約禁止の要件を満たすリースです。FL と略して表記する場合があります。
 - オペレーティング・リース：ファイナンス・リース以外のリースです。OL と略して表記する場合があります。
- ⑤年月日は西暦で表記します。
- ⑥当協会の刊行物や統計調査資料を引用する場合は、出典の記述を省略します。
- ⑦資料等の原文を掲載する場合は、原文のままで掲載します。

1. 時代背景

当協会は 1971 年 10 月 15 日に設立されましたが、当時がどのような時代であったのか、最初に 1971 年の経済白書の前文と 1970 年代と現在の比較表(図表 2 参照)を紹介します。

昭和 25 (1950) 年度の国民総生産は 100 億ドル程度にすぎませんでした。45 (1970) 年度には 2,000 億ドルを越え、1 人当り国民所得も、僅か 100 ドルの水準から 1,500 ドルを上回って、イギリスと肩を並べるにいたっております。こうした所得の上昇を背景に、消費生活も豊かになり、ほとんどの家庭にテレビがゆきわたるなど、耐久消費財の普及は著しく、最近では乗用車も 4 世帯に 1 世帯の割合で普及しております。

そして、「労働力過剰と国際収支赤字」の悩みをかかえた経済は、今では「完全雇用・外貨活用」型の経済に変わり、わが国は経済力を基礎として、世界の中で政治外交上の地位と役割を著しく高めるにいたっております。

しかしながら国内では、物が豊かになった反面、住宅をはじめとする生活環境の整備は遅れており、消費者物価の上昇や、公害の発生が目立ってまいりました。また都市化が進む中で、取り残された過疎地域があり、都市に住む人々が若い活力を持っているのとうらはらに、老人問題が生じていることを忘れることはできません。

また海外に目を転ずれば、世界的なインフレの進行の下で、国際通貨体制のあり方も複雑になっております。そしてわが国が高い輸出の伸びを続ける反面、アメリカなどの保護貿易主義が高まっており、世界の自由貿易体制を守る為にはわが国も相互主義の原則に立って、いつそう自由化を進める必要があります。また南北問題解決の為のわが国の役割に対する期待もきわめて大きく、さらには世界平和のためには、中国を中心とする東西のカケ橋としてわが国の役割もいつそう現実性を帯びてきております。

これからの日本経済は、内には狭い国土の上に高度な福祉社会を築き、外に対しては、世界の平和と国際経済の繁栄のために果たすべき役割にはきわめて大きなものがあります。こうした面を考慮しながら、わが国の成長力と国際収支黒字の余力を、わが国経済社会の新たな繁栄と内外均衡の達成に向けて活用する時を迎えていると申せましょう。

注)「1971 年 年次経済報告(経済白書)」(1971 年 7 月 30 日 経済企画庁)の前文から抜粋しました。編集部において和暦に西暦を付しました。

図表 2 1970 年代と現在の比較

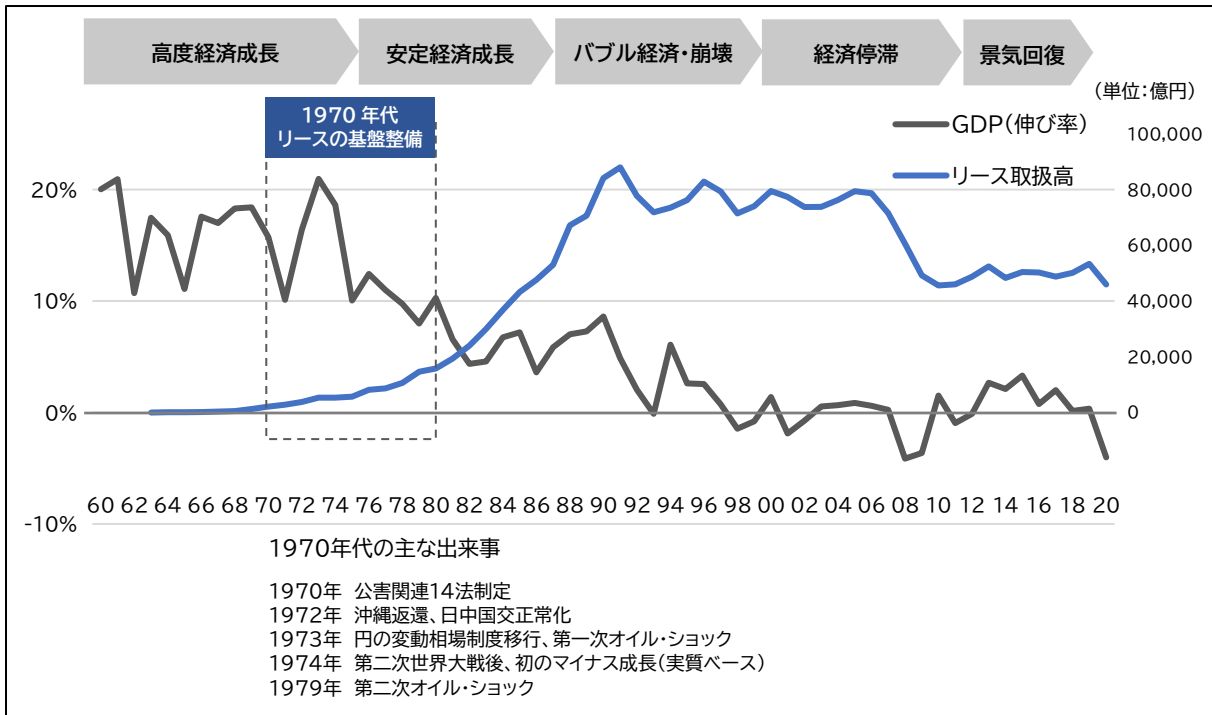
	1970 年代	現在
総人口	1971 年 1 億 501 万人	2019 年 1 億 2,617 万人
(15 歳未満)	(2,517 万人)	(1,521 万人)
(65 歳以上)	(752 万人)	(3,589 万人)
日経平均株価	1971 年 2,713 円	2020 年 27,444 円
民間企業新卒初任給	1976 年 94,300 円	2019 年 212,800 円
自動車保有台数	1971 年 1,892 万台	2020 年 8,185 万台
カーテレビ普及率	1971 年 42.3%	2021 年 96.6%
家庭用エアコン普及率	1971 年 7.7%	2021 年 92.2%
携帯電話普及率	—	2021 年 95.8%

注) 日経平均株価(年の終値)は日本経済新聞社の「ヒストリカルデータ」、自動車保有台数は自動車検査登録情報協会「わが国の自動車保有動向」、これら以外は総務省統計局統計データに基づき作成しました。

1970年代のわが国経済は、高度経済成長期¹が終わり、長期的に見ると安定した経済成長期に転換しましたが、外国為替が固定相場制から変動相場制に移行し（1973年）²、第二次世界大戦後初めてのマイナス成長（1974年度実質ベースGDP）、2度にわたるオイル・ショック（1973年、1979年）³に見舞われるなど経済が混乱した時期でした（図表3参照）。

また、高度経済成長期に社会問題となった公害・環境問題に国として対処するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の公害関連14法が制定（1970年）されるとともに、環境庁（現在の環境省）が設置（1972年）されました。

図表3 GDP（伸び率）とリース取扱高の推移



注) GDP（国内総生産・名目ベース）は内閣府調査

¹ 1955年から1973年までの期間を意味します。当初は「内需主導」だったところ、1965年半ば以降は「輸出主導」に移行したと分析されています（吉川洋・宮川修子「産業構造の変化と戦後日本の経済成長」(独立行政法人経済産業研究所 RIETI Discussion Paper Series 09-J-024)）。

² 第二次世界大戦後、世界経済はアメリカドルを基軸通貨としてきましたが、1971年8月15日、アメリカの新経済政策が発表され、金とドルの交換停止等の措置が講じられました（いわゆる「ニクソン・ショック」）。これにより、1ドル=360円の固定相場制が崩れました。同年12月の10か国蔵相会議の結果を受け、わが国において新為替レート（1ドル=308円）が実施されたものの、ドルの価値は下がり続け、1973年2月14日から変動相場制へ移行しました。

³ 第一次オイル・ショック（1973年10月～1974年10月）のきっかけは第4次中東戦争でした。石油輸出国機構（OPEC：Organization of the Petroleum Exporting Countries）の加入国が原油の供給制限と輸出価格を大幅に引き上げました。国際原油価格は3か月間で4倍となりました。わが国においては、エネルギーの8割近くを輸入原油に頼っていたことから経済活動に大きな影響を与えました（資源エネルギー庁ホームページより）。

第二次オイル・ショック(1978年10月～1982年4月)はOPECが段階的に原油価格を引き上げ、これに、イラン革命（1979年2月）、イラン・イラク戦争（1980年～1988年）の影響が重なり、国際原油価格は約3年間で約2.7倍となりました（資源エネルギー庁ホームページより）。

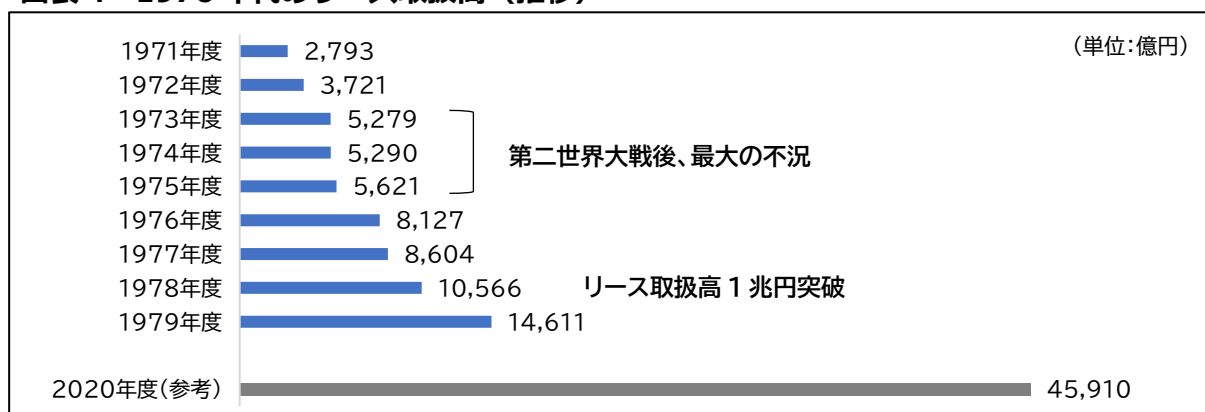
2. リース取引の状況

リースの需要動向は、1970年代から今日に至るまでわが国の経済動向が反映されています。このことは、リース産業が時代に関わらず顧客のニーズを的確に捉え、経済・社会の変化に対応しながら発展を遂げてきたことを表していると考えられます。

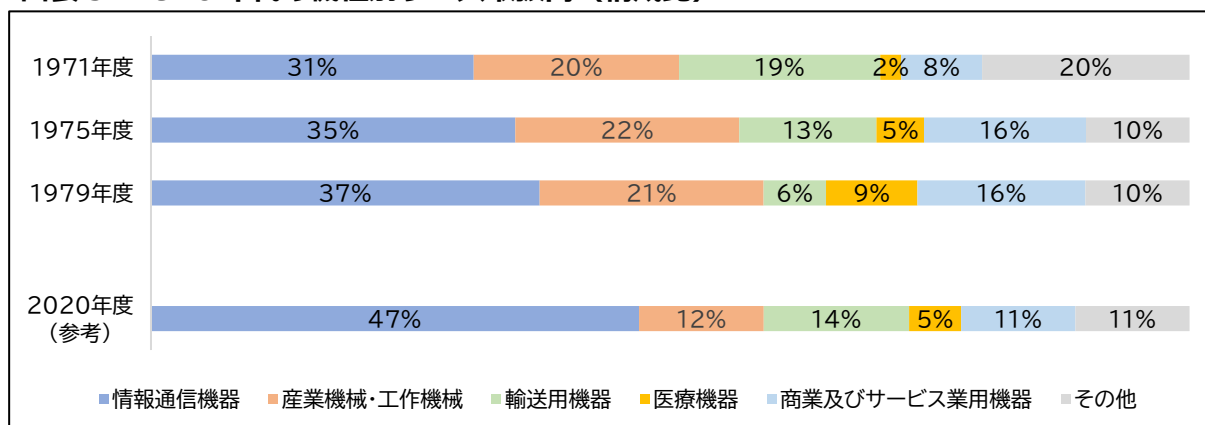
1971年度のリース取扱高（国内・単体ベース）⁴は2,793億円でした。1973年に発生した第一次オイル・ショックを契機とした世界不況（1974年～1975年）⁵の影響を受けたことにより、1974年度～1975年度のリース取扱高の伸びは鈍化したものの、その後、拡大に転じ、1978年度に1兆円を突破しました（図表4参照）。

機種別にみると、1970年代の始まりから終わりにかけて、「情報通信機器」、「医療機器」、「商業及びサービス業用機器」の割合が高くなりました（図表5参照）。

図表4 1970年代のリース取扱高（推移）



図表5 1970年代の機種別リース取扱高（構成比）



注) 「土木建設機械」は「その他」に含みました。

⁴ 調査対象期間（年度）における新規リース契約のリース料総額（消費税は含みません。）を意味します。所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの計数であり、所有権移転ファイナンス・リースの計数は含まれていません。リース開始日ベースで計上しています。

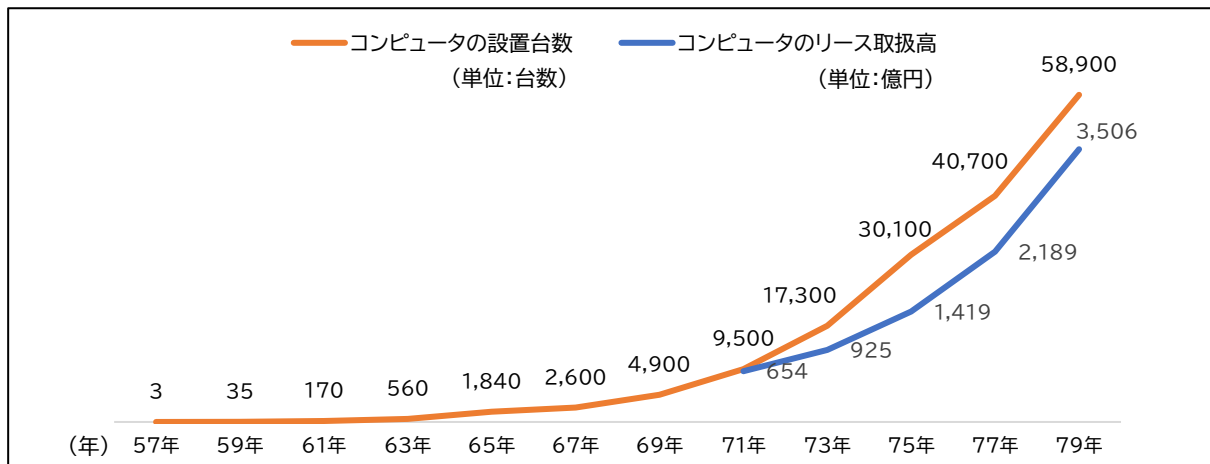
⁵ 第二次世界大戦後、最大の不況と言われています。物価の急騰、企業収益の大幅な悪化（主要製造業の経常利益6割減）、企業倒産（当時としては史上最高）が増加（1976年経済白書）、大学卒業生の就職難が生じた（株式会社マイナビ吉本隆男「日本型就職システムの変遷」（公益社団法人都市住宅学会「都市住宅学」第99号））。

①情報通信機器

情報通信機器が増加した要因はコンピュータの導入が加速度的に普及したためです。1940年代にアメリカで開発されたコンピュータの商用化が進みました。わが国におけるコンピュータの商用利用は、1955年に東京証券取引所と野村証券から始まりました。その後、金融機関や大企業の利用が進み、1970年代以降、中小企業に普及し始めました（図表6参照）。

当時のコンピュータは、レンタル⁶で導入されることが多く、1970年代にリースによる導入が進み始めました⁷。リース会社は、コンピュータ導入時に多額の資金が不要となるメリットを顧客に提供するとともに、メーカーに対しても開発資金の早期回収メリットを提供しました。これにより、メーカーは巨額な開発資金を早期に回収でき、新たな研究開発資金に充当することができました。リースはわが国におけるコンピュータの普及促進に販売面で貢献したと考えられます。

図表6 わが国におけるコンピュータの設置台数とリース取扱高（推移）



注) コンピュータの設置台数（各年3月末）は日本情報処理開発協会「コンピュータ白書（1980年版）」に基づき作成しました。リース取扱高（1971年度以降）は、年度の統計で「情報通信機器」のうち「電子計算機及び関連機器」を表します。

②医療機器

1970年代は、画像診断装置（CTスキャナー、超音波診断装置）が普及した時期でした（図表7参照）。1975年にわが国で始めて外国製のCTスキャナーが設置されましたが、1台当たり数億円する装置でした⁸。その後、CTスキャナーは全国の病院に普及しましたが、1970年代後半にリース取扱高の医療機器の割合が増加していることから、CTスキャナーや超音波診断装置の普及促進にリースが貢献したと考えられます。

⁶ 当時のコンピュータのレンタル契約は、1か月の使用時間が設定され、使用時間を超過した場合は、割増の賃借料を支払うとされていました。また、解約禁止期間が1年間とされ、その期間経過後は解約申し出ができるとされていました（太田文平・味村重臣「新版・日本の電子計算機」（1966年日本能率協会））。

⁷ 1970年のレンタルと購入の比率は8:2でした。この頃から小型機（単価4,000万円以下）はレンタル会社がレンタルをしなくなりました（日本情報処理開発協会「コンピュータ白書（1971年版）」）。このことも、コンピュータのリースが増加した要因と考えられます。

⁸ 東芝未来科学館ホームページ「日本初の全身用X線CT装置」

図表 7 医療機器の進歩

1960 年代	1970 年代	1980 年代
ポータブル心電計・脳波計 生体情報のモニター 自動生化学分析装置 血液検査等の大量処理	CT スキャナー 人体を輪切りにして診断 超音波診断装置 外部から内臓診断可能	MRI 診断装置 画像診断の進歩

注) 医療機器センターホームページ「医療機器の開発による医療への貢献」に基づき作成しました。

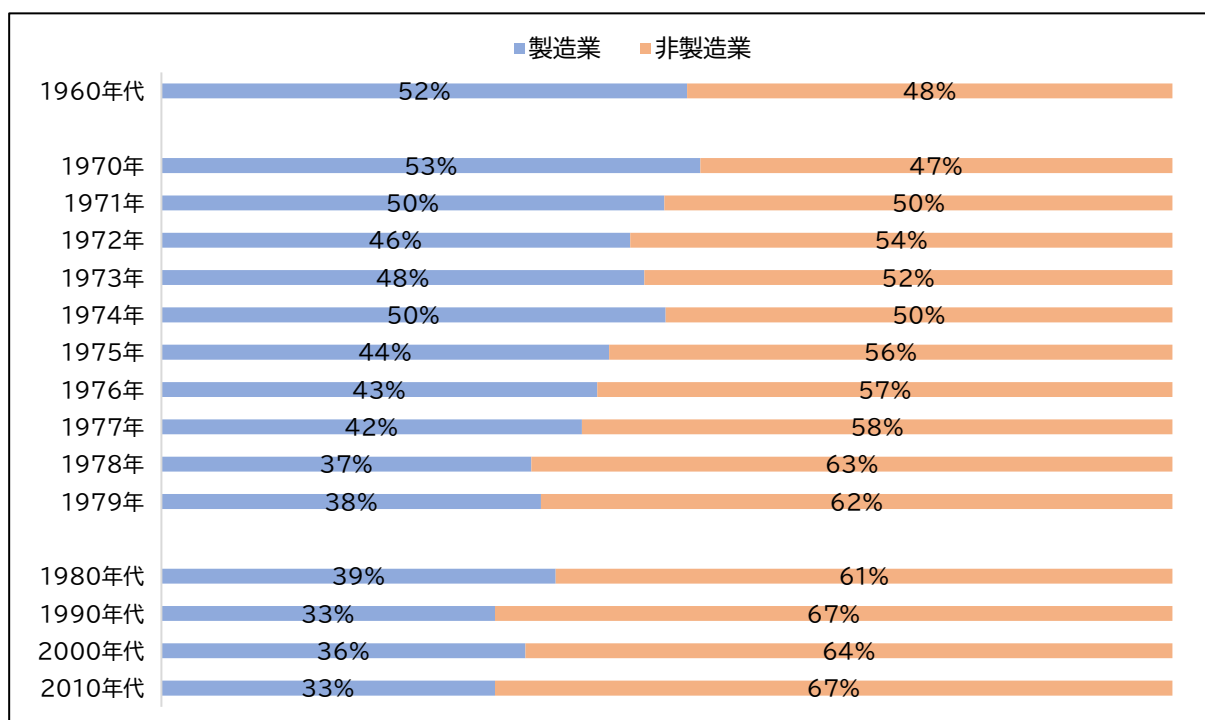
③商業及びサービス業用機器

1970 年代は、わが国の産業構造が製造業中心から非製造業中心に転換した時期でした。企業の設備投資額は、1970 年代に非製造業が製造業を上回りました（図表 8 参照）。

特に、商業・サービス業において、スーパーマーケットの売上高が百貨店を上回り（1972 年）、新たな業態⁹が生まれ急成長をしていきました。

リースは、これらの業態が多店舗展開をする際の設備投資に貢献しました。これらの業態において、「多額の資金が不要となる」、「事務管理の省力化」といったリースのメリット¹⁰が高く評価され、リース取扱高の商業・サービス業用機器の割合が高くなったと考えられます。

図表 8 製造業・非製造業の設備投資



注) 財務省「法人企業統計調査」に基づき作成しました。1960 年代及び 1980 年代～2010 年代は各年代の平均値となります。

⁹ レストランチェーン（1970 年）、ファーストフード（1971 年）、コンビニエンス・ストア（1974 年）が誕生しました。

¹⁰ 設備を購入すると 1 店舗分の設備しか導入できないところ、リースで設備を導入すると同時期に多店舗の設備が導入できます。また、日本全国に多店舗展開することにより固定資産税の納付等の資産管理が煩雑となりますが、リースで設備を導入するとリース会社が固定資産税の納付等を行うため顧客の事務が軽減されます。

3. 当協会の体制整備

当協会は1971年10月15日に、リース会社19社を会員会社とする公益法人として設立され、今日に至るまでリース及びリース事業に関する調査研究を中心に事業を行い、その成果を広く社会に公表してきました。当協会の設立に至る経緯は5月号で紹介しましたので、当協会の体制整備の状況を説明します。

(1) 組織

当協会の事業を具体的に推進していくために、設立当初、理事会の下部組織として常設の4委員会（総務、調査統計、税務会計、広報普及）が設置されました。

①総務委員会

協会運営の基本的事項及び理事会付議事項の審議を行う委員会として設置されました。現在の企画委員会の前身となる組織です（本誌5月号のコラム欄参照）。

②調査統計委員会

リース事業の実態把握、諸問題の解明を行うため、各種調査の方法等に関する研究及び調査を行うために設置されました。2002年に広報委員会と統合して広報調査委員会として活動しています。調査統計委員会では、1970年代に以下の活動を行いました。これらは、リース及びリース事業の実態を広く社会に伝えるため、現在においても実施されています。

a. リース統計の整備

当協会の設立当初、リース業界の産業としての地位を固めていくうえで、業界の規模及び状況を明確に示す統計の整備が必要不可欠であるとの考えの下、調査統計委員会においてリース統計の基準を作成して、1972年1月より会員会社を対象に「リース月次統計調査」を実施しています。調査結果は、会員会社、公的機関、民間調査機関等において幅広く活用されています。

b. 会員会社の現況調査

1972年度以降、会員会社の現況調査を実施し、1977年度以降、刊行物「会員会社の現況」（現在の「リース産業の現況」）を発行しています。「会員会社の現況」は、会員会社の設立時期、事業所、資本金、株主等の情報を掲載しており、リース産業の関係者を中心に活用されています。

c. リース需要動向調査

企業のリース利用動向を把握するために、1974年度以降、定期的に「リース需要動向調査」を実施しています。調査結果は、会員会社、公的機関、民間調査機関等において幅広く活用されています。

③税務会計委員会

リース事業についての取引慣行等の法律的解明並びに税務会計についての統一的解釈を確立するため、これら法制、税制について調査研究、討議を行うために設置されました。設置

当初は法制に関する調査研究を行っていましたが、1982年に法務委員会（現在の法制委員会）が設置されたことにより、それ以降は会計制度・税制に関する調査研究を行っています。

④ 広報普及委員会

リース事業に関する啓発及び普及のため、広報計画案の作成・検討及び広報のあり方、媒体、広報対象についての調査・研究を行うために設置されました。2002年に調査統計委員会と統合して広報調査委員会として活動しています。

1972年1月、会員会社に対する情報の提供、関係方面への広報普及を図るために、当協会の機関誌「月刊リース」（本誌）を発行しました（図表9参照）。本誌の編集企画は、広報調査委員会で検討されており、リース関連論文等を掲載し、リース取引及びリース事業に関する貴重な資料として多方面で活用され、現在もリース業界唯一の機関誌として有効に利用されています。

図表9 月刊リース創刊号と2021年5月号



(2) 地方連絡会の設置

1970年代に、大手リース会社の地方への進出及び地方を基盤とする地域リース会社の設立が続きました。当協会は、地方に所在する会員会社に情報を提供するとともに、意見交換をするために、首都圏を除く全国を7ブロック（北海道、東北、中部、近畿、中国、四国、九州）に分けて「地方連絡会」（現在の代表者会議、実務者会議）を設置し、年1回、各地区

に本社・事業所を有する会員と意見交換を行っています。

(3) 研修会の実施

リース産業が健全に発展するためには人材の育成が重要であることから、当協会は、会員会社役職員のリース実務知識の向上を図ることを目的として、1977年9月から「リース実務者研修会」を実施しています。研修会はその後も毎年開催され、講義内容の拡充を図っています。2013年4月に公益社団法人に移行した後は、会員会社役職員に限らず受講者を広く募集しています。

4. リースの重要課題と当協会の活動

リースは新しい取引であったため、既存の諸制度との調整を図らなければならない課題が多くありました。当協会は、1970年代に、リース及びリース事業の基本的な調査研究を実施し、リースの根幹をなす税制の調査研究及び提言をするなどリースの基盤整備に貢献するための活動を行いました。以下、1970年代におけるリースの重要課題と当協会の活動を説明します（図表10参照）。

図表 10 1970年代におけるリースの重要課題と当協会の活動

(1) リース及びリース事業の基本的な調査研究

- ・機械・設備リースの現状と問題点に関する調査（1973年）
- ・リース事業の諸問題に関する調査研究（1977年）

(2) 税制

- ・53年通達の制定（1978年）

(3) 会計

- ・リース会社の標準財務諸表（1976年）
- ・海外におけるリース会計基準の動向（1976年～）
- ・セール・アンド・リースバックの取扱い（1977年～1980年）

(4) 法律

- ・リース標準契約の調査研究（1974年～1975年）

(5) リース終了物件の処理

- ・リース満了処理に関する調査研究（1977年～1978年）

(6) 制度

- ・資本自由化（1971年～1975年）
- ・日本標準産業分類（1971年～1976年）
- ・リースを活用した政策（1967年～）
 - 政策金融（1967年～）
 - リース信用保険制度（1973年～2003年）
 - 国際航空機リース制度（1978年～1979年）
 - 公害防止機器の固定資産税非課税措置（1974年～1975年）
 - 補助金制度（1978年～）

(1) リース及びリース事業の基本的な調査研究

当協会は、1970年代にリース及びリース事業の基本的な調査研究を実施しました。これらの調査研究で挙げられた課題は現在に通じるものがあります。以下、1970年代に実施した基本的な調査研究の概要を説明します。

①機械・設備リースの現状と問題点に関する調査研究

リースがわが国に導入されたのは1963年に遡りますが、リース取引の需要が増加する一方で、リースの実態が十分に把握されていない現状にありました。このような状況を踏まえ、1973年2月、リース取引の総合的な実態把握及び問題点を解明することを目的として、当協会内に「機械・設備リース調査委員会」¹¹を設置して、①リース会社の実態調査、②ユーザー調査、③メーカー調査、④ディーラー（サプライヤー）調査等を行い、同年9月、報告書「機械・設備リースの現状と問題点に関する調査」を取りまとめました（図表11参照）。

図表11 リースの問題点と課題（要旨）

1. 税務・会計その他の諸制度とリース制度の調整が不十分である。

（参考）リース事業の問題点【リース会社調査】 (n=91)

問題点	回答
過当競争による低収益性	44.0%
税務処理上の不安定性	36.3%
資金調達力の限界	28.6%
リース契約満了物件の処理	18.7%

2. リース企業の問題点と課題

- ①資金調達力の強化（株式上場、社債発行、政策金融の拡充）
- ②機械・設備などの購入及び処理能力（満了物件の処理、中古市場形成）
- ③信用調査機能（信用補完措置の強化）
- ④マーケティング機能（リースの普及促進）
- ⑤サービス機能の強化（サービス付リースの拡充、リース以外のサービス展開）

②リース事業の諸問題に関する調査研究

リース産業のあり方及び長期的施策のあり方について検討すべきとの要望が内外から強くあったことから、当協会は、1976年10月、「リース問題研究会」¹²を設置しました。

同研究会は、「現在のリース産業が果たしている経済的、社会的機能の現状分析」、「今後の経済情勢の変化を踏まえたうえでのリース産業の果たすべき役割」、「現状とあるべき姿のギャップの分析」、「今後わが国経済にリース産業が貢献するための条件整備」等、幅広い検討を行い、1977年5月、「リース事業の諸問題に関する調査研究報告書」を取りまとめました（図表12参照）。

¹¹ リース会社、通商産業省、金融機関、メーカー団体で構成されました。

¹² リース会社、通商産業省、学識経験者、金融機関、シンクタンクで構成されました。

図表 12 リースが産業界全体に果たす役割（報告書要旨）

①新規設備調達手段の提供

- ・リースは設備調達手段の選択の余地を一層広めた。特に、技術革新の早い機械・設備を必要とする企業に有効かつ適切な設備調達手段を提供し、リース利用企業の生産性の向上、競争力の強化を可能とする。

②中期・長期の金融代替手段の提供

- ・リースは、経済的には金融機能をも有する。高性能を有するもの的高額のため、導入の機会を失っていた企業に対して、設備導入の機会を与えている。

③新しい販売手段の提供

- ・メーカー・ディーラー等に対して新しい販売促進手段を提供するとともに、これらの企業の資金負担を軽減化し、債権回収を容易にする。

④金融機関の融資先開拓機能

- ・金融機関に対して、新しい融資先としての機能を果たすとともに、新規の顧客を金融機関に提供する。

⑤機械・設備の普及促進

- ・リースは国家社会的にみて普及の望ましい設備の導入促進策としての機能を果たす。特に、政策的見地から近代化が強く望まれている分野の設備の導入促進にリースは貢献する。

(2) 税制

1978年に国税庁通達¹³（以下「53年通達」といいます。）が公表されるまでの間、当協会は、リース産業を健全に発展させていくために、課税上の公平性を著しく欠くようなリース取引は行わない趣旨の自主基準を設定し、会員会社は自主基準を順守することで、課税上問題の生じないようなリース取引を行いました。一方、国税庁は、税負担の公平を図ることが必要であるとの判断により53年通達を制定しました。

53年通達は、現在の所有権移転外ファイナンス・リース取引と所有権移転ファイナンス・リース取引の区分及び70%（60%）ルールの礎であり、これが制定・公表されたことにより、国税当局において、リースの税制上の取扱いが統一化されるとともに、ユーザー及びリース会社の予見可能性が高まりました。

以下、53年通達の制定に至るまでの経緯について、当協会の対応を含めて説明します。

①法人税基本通達の改正案

リースが導入された当時のリース料の税制上の取扱いは、リース会社ごとに国税庁と協議

¹³ 国家行政組織法第14条第2項において「各省大臣、各委員会及び各庁の長官は、その機関の所掌事務について、命令又は示達をするため、所管の諸機関及び職員に対し、訓令又は通達を発することができる。」と定められています。通達は行政庁内の命令又は示達をするための文書であり、納税者を拘束するものではありませんが、「日々の租税行政は通達に依拠して行われており、納税者の側で争わない限り、租税法の解釈・適用に関する大多数の問題は、通達に即して解決される。」（金子宏「租税法（第23版）」（2019年弘文堂））ことから、事実上の租税法と位置付けられています。

を行い、原則として、ユーザーが支払ったリース料の経費処理が認められていました。

他方、リースを仮装した取引で課税上の問題が生じた事例等もあり、リースの取引規模が拡大していく中で、国税庁において、リースの税制上の取扱いを統一することの検討が進められ、1968年10月に「法人税基本通達の改正案」¹⁴（以下「1968年通達案」といいます。）が公表されました。

その内容は、リース産業が発展する過程の初期段階において、リース産業の発展を阻害し、リース業そのものの存立が危惧されるものでしたが、当時は、リース会社間で相互の連絡も不十分であり、個社ごとに改正案への対応を模索する状況にありました。

このような中、通商産業省は、1968年通達案のリース事業に対する影響を憂慮され、1969年1月に、リース会社7社を招集して意見聴取が行われ、通商産業省の支援を得て「リース事業懇談会」を設置することとなり、以後、国税庁との折衝を一致協力して行うこととなりました。「リース事業懇談会」は、同年1月に、「通達の決定を保留し、引き続き慎重に検討されたい」旨の要望書を国税庁長官に提出し、その後、1968年通達案の実施は見送られることとなりました。

②自主基準

当協会は、1968年通達案への対応を踏まえ、リース産業を健全に発展させていくために、課税上の公平性を著しく欠くような取引は行わない旨の自主基準（図表13参照）を設定し、会員会社は自主基準を順守することで、課税上問題の生じないようなリース取引を行いました。

一方、国税庁は、わが国にリースが導入されて10数年が経過して企業のリース利用が浸透し、リース業界の基盤も確立されてきたことを受けて、税負担の公平を図ることが必要であるとの判断から、リース取引に関する税務通達案の検討・作成を開始しました¹⁵。

③53年通達の制定・公表

53年通達の制定の過程において、当協会は、今泉耕吉会長を先頭に当協会の総力をあげて国税庁をはじめ関係方面に対して可能な限り事情説明等を行い、リース業界並びにリースについての十分な配慮が図られるよう努力を続け、相当程度それを反映したかたちで、1978年

¹⁴ 以下の①～③のような場合、リース料の経費処理を認めず、売買として扱う内容でした。

①リース期間終了後にユーザーに譲渡し、その価額が明らかなもの

②リース期間が設備の使用可能期間と比べて短く定められ、かつ、リース料により設備の取得価額相当額を回収するもの

③リース物件が賃借人以外の者の使用に供することができないもの、返還困難なもの等であり、ユーザーが設備の使用可能期間を通じて使用すると認められるもの

¹⁵ 「リース期間がリース物件の法定耐用年数に比ばまして極端に低いと、極端に短いというふうなものにつきましては、いわゆる実質課税の原則にのっとりまして、リース契約を否認いたしまして、実質は割賦購入をされたものであるというふうな取り扱いをし、あるいはリース料の一部を前払い使用料として否認をするなど、その実態に即した課税処理を行っているところでございます。（中略）いわゆる固定資産の早期償却というものにつながる場合も考えられますので、現在、全体的な取り扱いにつきまして、諸外国のいろいろな事例も参考にいたしまして検討しているところでございます。」（参議院大蔵委員会1976年7月6日、栗林卓司議員の質問に対する山橋敬一郎国税庁次長の答弁）によってリース取引の税務の取扱いが検討されていることが明らかになりました。

7月20日、53年通達（リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて）が公表され、1979年1月1日以後に締結されるリース取引から適用されることとなりました（図表14参照）。

53年通達は、わが国リース業界の税務上の懸案に一応の方向を示したもので、以後、1998年にリース取引の税務上の取扱いが法制化されるまでの間、リース取引の指針となりました。

当協会は、数回にわたり国税庁担当官を招いて説明会を開催したほか、地方連絡会、研修会等を通じて、53年通達の趣旨と内容を会員会社に周知しました。

図表 13 自主基準

■ 1970年1月 理事会申し合わせ *当協会の前身組織 任意団体リース事業協会

わが国産業界及びリース業界の健全な発展のためにリース取引慣行のあるべき姿の原則的な考え方に抵触する契約は、「耐用年数に比し、リース期間が極端に短く、かつ極めて名目的な再リース契約を伴うなど実質的に譲渡とみなされる契約」を指し、（賃貸借処理ではなく）譲渡等の処理に改める。

■ 1974年11月 理事会申し合わせ

(1) リース期間と法定耐用年数との関係について

一般的にリース業界における取引慣行として定着しつつあった「法定耐用年数の概ね50%程度をリース期間とすること」を業界としての基準として設定する。50%基準のリース期間を下回る特殊な契約を行う場合は、合理的で納得のいく説明が当局に対して行えるよう、資料の整備が必要である。

(2) リースバック契約について

その取引が譲渡担保と認められるようなリースバック契約については、法人税基本通達2-2-1の譲渡担保の処理を行う。したがって、リースバック契約については、個々の取引内容を検討のうえ、正当なリース取引と譲渡担保に基づく融資取引とに区分すべきである。

(3) その他

土地、建物等の不動産リースや建物附属設備等で不動産と一体となっている物件のリースについては、今後更に検討を進める。

■ 1977年9月 税務取扱基準について

(1) 税務上の取扱いは賃貸借ではなく売買とするもの

- ①譲渡条件付リース
- ②非独立移動不可能物件のリース
- ③短期リース（リース期間が法定耐用年数の概ね50%を下回るもの）

(2) 税務上の取扱いは賃貸借ではなく金融とするもの

- ①不特定物件のリース又は延払条件付売買
- ②中古資産のリースバック又は割賦バック
- ③工事費等のリース又は延払条件付売買

図表 14 53 年通達の骨子

(趣旨)

いわゆるファイナンス・リースについては、その経済的実質が一般の賃貸借と異なる面を有していることから、これを一般の賃貸借と同様に取り扱うことに課税上弊害のあるものも認められるので、個々のリース取引の経済的実質に応じてこれを売買取引等として取り扱うこととし、課税上の処理の統一を図ることとした。

(1) リース取引の意義

この通達においてリース取引とは、次の 2 つの要件を満たすものとする。

- ①リース期間中に支払われるリース料の合計額が、リース物件の取得価額及びその取引に係る付随費用の額の合計額の概ね全部を支弁するように定められていること。
- ②リース期間中における契約の解除が禁止されていること。

(2) 売買として取り扱うリース取引

次に掲げるリース取引は、売買として取り扱う。

- ①リース期間の経過後に、そのリース物件を無償又は名目的な対価により賃借人に譲渡すること、又は無償と変わらない再リース料によって再リースすることが明らかでないリース取引。
- ②土地、建物、建物附属設備又は構築物を対象とするリース取引。
- ③機械装置等で、その主要部分が特別な仕様により製作されたものを対象とするリース取引。
- ④リース物件の特定が不可能と認められるものを対象とするリース取引。
- ⑤リース期間が法定耐用年数に比し相当短く設定され、かつ、賃借人に購入選択権がある旨の定めのあるリース取引。

(3) リース料の一部を前払費用として取り扱うリース取引

- ①リース物件の法定耐用年数に比べて相当短い期間をリース期間とするリース取引（売買として取り扱うリース取引を除く）。
- ②「法定耐用年数に比べて相当短い」とは、次の基準によって判定する。
 - a. 法定耐用年数が 10 年未満のもの。法定耐用年数×70%
 - b. 法定耐用年数が 10 年以上のもの。法定耐用年数×60%

(4) 中古資産をリースバックした場合の取扱い

所有していた中古資産をいったんリース会社に譲渡したうえ、これを再びリース契約により賃借した場合において、その一連の取引が実質的に金融取引として認められるときは、当初からその譲渡がなかったものとして取り扱う。

(5) 通達の適用時期

この通達は、1979 年 1 月 1 日以後に締結された契約について適用する。

(3) 会計

当協会は、リース会社におけるリース取引の会計処理方法の統一を図るため、「リース会社の標準財務諸表」の検討に着手し、1976 年 2 月、これを作成しました。

一方、海外では、借手側がファイナンス・リースをオンバランスする会計基準の制定、整備の動きが始まり、その影響を受けて、わが国においても、日本公認会計士協会が「セール・アンド・リースバックの会計処理」に関する検討をしました。以下、これらについて説明します。

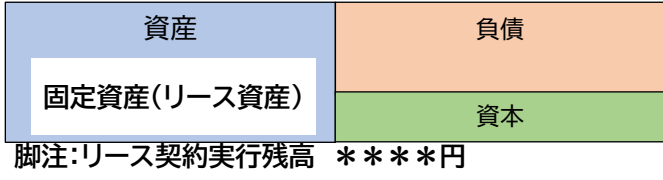
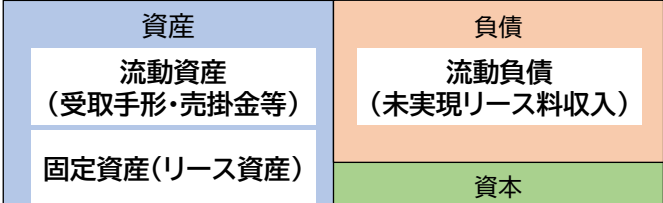
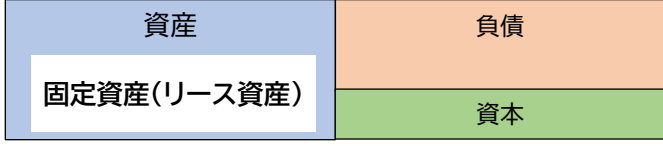
①リース会社の標準財務諸表

わが国にリース産業が誕生して 10 年以上が経過、企業におけるリース取引が定着化し、リース産業の地位も確立してきましたが、会計処理方法の確立には至っていませんでした。

このような状況の中、リース会社におけるリース取引の会計処理の統一を図るべきではないかとの問題提起がなされ、税務会計委員会においてリース会社の会計処理、財務諸表の統一に関する検討を開始しました。

しかしながら、リース取引の慣行が定着し始めたとはいえ、その形態は様々で流動的な部分があり（図表 15 参照）、また、各社のリース契約書が統一されていないこともあって、同委員会は、会計処理の統一は行わず、1976 年 2 月に指針として十分参考にできるような「リース会社の標準財務諸表」を作成しました。この財務諸表は、リース業界に参入する会社において、リース取引の会計処理に関する教科書ともいうべきものとなりました。

図表 15 リース会社の財務諸表（貸借対照表）

<p>①リース契約を脚注で表示する方法</p> <p>*リース会社の標準財務諸表で提示した方法</p>	 <p>脚注:リース契約実行残高 *** *円</p>
<p>②リース契約を科目（オンバランス）で表示する方法</p> <p>*流動資産はリース契約に係る債権</p>	
<p>③リース契約を科目・脚注ともに表示しない方法</p>	

注) 2008 年のリース会計・税制の変更までは、所有権移転外ファイナンス・リースとオペレーティング・リースは、リース会社が固定資産（リース資産）を計上していました。

②海外におけるリース会計基準の動向

アメリカでは、1976 年、FASB（Financial Accounting Standards Board：米国財務会計基準審議会）において、借手側がファイナンス・リースをオンバランスする会計基準 SFAS¹⁶ 第 13 号「リース」を公表し、第二次世界大戦以降から続いていたリースの会計基準を巡る論争（ファイナンス・リースのオンバランスの是非等）に終止符が打たれました¹⁷。

¹⁶ Statement of Financial Accounting Standards（FASB 基準書）の略称

¹⁷ 額 輝子「アメリカリース会計論」（1986 年多賀出版）。アメリカにおけるリース会計基準を巡る論争の詳細が分析されています。

IASC (International Accounting Standards Committee : 国際会計基準委員会)¹⁸は、1977年、「リースの会計処理基準案」(以下「IASC 基準案」といいます。)を取りまとめて公表しましたが、SFAS 第13号「リース」と同様に、借手側がファイナンス・リースをオンバランスする会計基準が示されていました。

当協会は、IASC 基準案が、わが国のリース取引慣行、会計慣行と全く相いれないものであり、リース事業に重大な影響を及ぼすことから、1977年8月、日本公認会計士協会等に対して、わが国リース取引の実態を説明するとともに、同基準案への反対を表明しました。

その後、IASCは、1982年、IASC 基準案をベースとしたIAS 第17号「リース」¹⁹を公表し、2016年にIFRS 第16号「リース」が公表されるまでの間、IAS 第17号「リース」が国際的なリースの会計基準となりました(図表16参照)。

図表 16 当時のリース会計基準

	ユーザー(借手)	リース会社(貸手)
わが国におけるリース会計	<p>所有権移転外 FL・OL オフバランス *借手側の会計基準は未制定</p>	<p>*リース会社の標準財務諸表</p>
SFAS 第13号 IAS 第17号	<p>OL オフバランス</p>	

③セール・アンド・リースバックの取扱い

1977年12月、日本公認会計士協会は、セール・アンド・リースバックの会計処理とその監査上における具体的適用を究明するため、同協会の会計制度委員会に対して、セール・アンド・リースバックの会計処理の検討について諮問しました。1978年6月、同委員会は公開草案第3号「セール・アンド・リースバックの会計処理(中間報告)」を公表して、関係方面に意見を求めました。

その内容は、国際的なリース会計基準と同様に、リースをファイナンス・リースとオペレーティング・リースに区分し、ファイナンス・リースはユーザー側がオンバランスすることが示されていました。

¹⁸ 2001年に設立されたIASB (International Accounting Standards Board : 国際会計基準審議会)の前身となる組織です。

¹⁹ International Accounting Standards (国際会計基準)の略称

わが国のリース取引の大半は同委員会が示したファイナンス・リースの基準²⁰に該当するものであり、その会計処理を適用することは、これまでのリース会計処理の慣行を根本から変更することになり、特に、ユーザーがファイナンス・リースをオンバランスすることはリースの利便性を著しく損なうことが想定されたため、当協会は、1977年から1978年にかけて、日本公認会計士協会に対し、成熟しつつあるわが国リース取引における会計慣行を軽々に変更することは、産業界に無用の混乱を引き起こすとする旨の反対意見の表明を行いました。

その後、日本公認会計士協会会計制度委員会は、1980年7月、「セール・アンド・リースバックの会計処理」(研究報告第1号)を取りまとめて公表しましたが、わが国リース取引の実態等を考慮して、直ちに実務を拘束することがない「研究報告」の形式が採用されました。

(4) 法律

当協会は、リース取引の法律上の位置づけが不明確であり、それがリースの成長発展の阻害要因になることから、リース会社が使用するリース契約の各条項²¹を詳細に検討し、統一的な標準契約書作成の可能性を探ること等を目的として、1974年10月、「リース標準契約研究会」²²を設置して、1975年6月、「リース標準契約に関する調査研究報告書」を取りまとめました。

リース契約の法的性格に関する議論では、無名契約説²³と特殊な賃貸契約説の二つに意見が分かれていましたが、学説が固まっていないこと、税務会計上の処理と関連してくること、取引形態も流動的かつ多様化の傾向にあること等を考慮し、一義的な法律的定義は適当ではないとの結論に達し、統一の標準契約書の作成は、時期尚早であるとの理由から見送られました。

また、リース契約の各条項(リース会社の免責条項等)の有効性については、ほとんど問

²⁰ SFAS 第13号「リース」と同様に、ファイナンス・リースとは、資産の所有に随伴する便益と危険を実質的に賃借人に移転するリースとし、資産の所有に随伴する便益と危険を実質的に賃借人に移転しているか否かの判定は必ずしも容易でない場合があるが、次の4つのいずれかに該当するリースはファイナンス・リースであるとみなされるとしていました。

- (1) リース期間終了時に資産の所有権が賃借人に移転するリース
- (2) 割安な買取選択権が付与されているリース
- (3) 解約不能なリース期間が資産の見積耐用年数の大半(通常75%以上)に達しているリース
- (4) 解約不能なリース期間中のリース料総額(未履行費用控除後)の現在価値額が、リース実行時における当該資産の公正価値額を超えているか又はそれに近似(通常90%以上)しているリース

²¹ リースはアメリカからわが国に導入されましたが、アメリカで使用されていたリース契約書を翻訳しても、わが国では通用しないため、先発のリース会社が独自にリース契約の条項を検討し、リース契約書を作成しました(オリックス「オリックス25年史」(1990年)、「オリックス50年史」(2014年)、日本リース「日本リース15年史」(1979年))。

²² 委員長に庄政志千葉商科大学助教授を迎え、学者、公認会計士、弁護士、金融機関、通商産業省、ユーザー、リース会社の実務家等17名で構成されました。

²³ 無名契約とは、民法が定めている契約類型(賃貸借、売買等)以外の契約を意味します。非典型契約ともいわれます。

題がないものと認識され、あわせて、リース取引が今後とも健全かつ円滑に行われるために、リース会社は、リース取引の特徴を契約締結以前にユーザーに十分説明するなど、紛争を予防するための措置を講じる必要があるとの提言もなされました。

上記以外では、「メンテナンス・リース標準契約に関する調査研究報告書」（1976年5月）、「自動車リース契約に関する調査研究」（1978年12月）を取りまとめました。

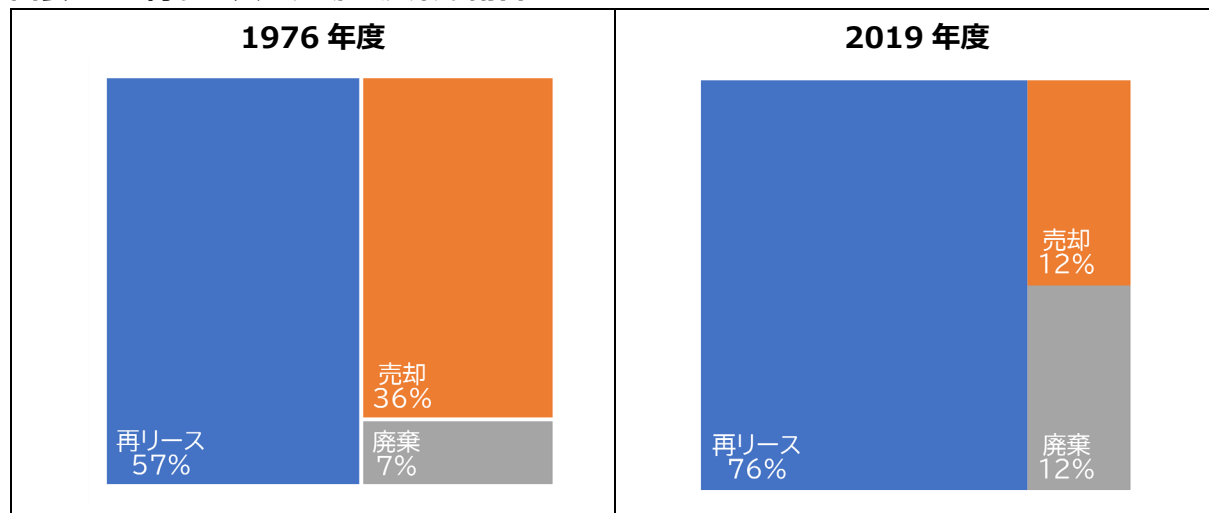
（５）リース終了物件の処理

リース事業の拡大に伴い、リース期間が終了してユーザーからリース会社に返還される物件（以下「リース終了物件」といいます。）の処理の問題がクローズアップされました。

当協会は、1977年10月、「リース満了処理研究会」²⁴を設置して、中古物件を取り巻く環境の実情、中古物件の流通の実態と問題点、リース終了物件処理の実態と問題点について調査研究を行い、リース終了物件処理のあり方と問題解決のための環境整備について検討し、1978年6月、「リース満了処理に関する調査研究報告書」を取りまとめました。

この調査研究に際して、会員会社に対し、リース終了物件の処理の実態等を確認するためにアンケート調査を実施しました。当時（1976年度）のリース満了²⁵の件数は約4万件と2019年度の約515万件的1%にも満たない件数でした。再リースの割合が57%、売却の割合が36%、廃棄は7%となっており、2019年度と比べると、再リースや廃棄の割合が低く、売却の割合が高くなっているのが特徴です（図表17参照）。なお、売却先は中古業者かサブライヤーであり、ユーザーとなるケースは極めて少ない実態（0.3%程度）にありました。

図表 17 再リース・売却・廃棄の割合



注) 2019年度は「再リース等実態調査」

²⁴ 委員長に林周二東京大学教授を迎え、学界、関係官庁、メーカー団体・企業、リース会社等11名で構成されました。

²⁵ 当初のリース契約期間が満了した時の処理方法を意味します。その方法は再リースと終了に区別され、終了は売却と廃棄に区別されます。

(6) 制度

協会設立から今日までの50年の歴史の中で、リースを取り巻く制度が変化しています。

1960年代から1970年代にかけて、わが国の資本自由化が進められ、リース業への資本参加が段階的に撤廃されました。この自由化により、国内のリース会社及びメーカー等の関連産業の発展を阻害されかねないという危惧が生じました。この過程において、リース業の産業分類上の扱いが明確化されました。

また、1970年代以降、リースを活用した国の政策が講じられてきましたが、当協会は、関係省庁等への提言を行い、政策の企画・運用において、リースの専門的知見による助言等をしてきました。以下、これらについて説明します。

①資本自由化

1960年代に、わが国の経済は発展した一方、海外各国から資本自由化²⁶の要請が強くなりました。このような中、政府としては、資本自由化を拡大することが長期的にみて、わが国経済の体質を強化するとの認識のもと、段階的に資本自由化が進められました。

リース業については、1971年8月の第4次資本自由化において、条件付き²⁷で50%自由化が行われ、1973年5月の第5次資本自由化では、電算機リース以外のリース業の100%自由化が実施されました。1975年12月には電算機リース業についても100%自由化となりました。資本自由化により、わが国リース産業及びメーカー等の関連産業の発展を阻害されかねないという危惧が生じたことから、当協会として、100%の資本自由化は時期尚早である旨の提言をしましたが、上記のとおり資本自由化が進められました。結果として、その後わが国のリース産業は大きく成長しました。

②日本標準産業分類

日本標準産業分類は、本来は統計上の産業分類で利用することを目的としていますが、各種政策において、適用する業種を設定する際に利用されており、日本産業分類における業種の位置づけは重要な意義があります。当時の日本標準産業分類には「リース業」という明示はなく、「その他のサービス業」の中に「業務用物品賃貸業」が掲げられているにすぎず、どのような業種がこの中に入るかが問題となりました。

当協会は、日本標準産業分類におけるリース業の位置づけを検討し、通商産業省に対して改訂意見を述べたところ、通商産業省としては、「将来、物品賃貸業を大分類に格上げするという含みを残して今回はサービス業の中にも含めることとするが、中分類74として新設する。」見解を示し、この結果、1972年3月、「中分類74-物品賃貸業」が新設され、同年4月から施行されました。

その後、第一次オイル・ショックにおける金融引き締め措置として、1973年12月、選別融資等に関する大蔵省銀行局長通達が出されました。同通達では、「サービス業等のうち当

²⁶ 1945年以降、外国資本のわが国企業への資本参加は原則として禁止されていましたが、これを自由化することを意味します。

²⁷ 「同業種主義」が条件とされ、具体的には、合併による新企業の日本側出資企業はリース業を営むものとされていました。「リース業」の定義は日本標準産業分類によるとされました。

面緊要とは認められないものに対する融資を抑制する」というものであり、リース業は大分類でサービス業に位置づけられていることから、融資規制の対象となることが予想されましたが、リース事業はサービス機能とファイナンス機能を兼ね備え、広範にわたる業種に物件を賃貸し、企業の設備投資に大きく寄与している点が認められて、リース会社に対する融資規制は、実質上排除されました。

このような背景もあって、当協会において、産業分類におけるリース業の位置づけを一層適切にする必要性を認識し、1975年6月、産業分類上、「総合リース業」を特掲するよう政府に提言しました。その結果、1976年5月に開催された統計審議会において、当協会の提案した案が採用され、中分類74-物品賃貸業の中に「小分類741-各種物品賃貸業、細分類7411-総合リース業」²⁸として位置づけられました。

③リースを活用した政策

1970年代は「政策融資制度」が拡充され、「リース信用保険制度」、「公害防止機器の固定資産税非課税措置」、「国際航空機リース制度」、「補助金制度」が創設されました。

会員会社は、これらの制度を活用して、政策の推進を担うとともに、ユーザーの設備の近代化、高度化、脱炭素化に貢献してきました。また、当協会は、これらの制度の創設及び運用に際して、リースの専門的知見による提言及び助言をしてきました。

a. 政策融資制度

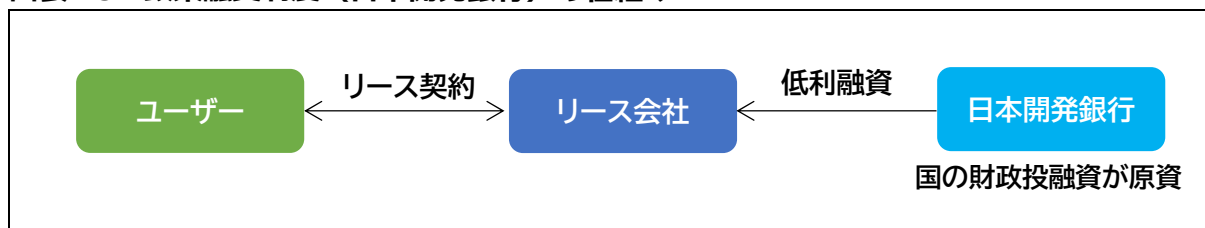
リースを活用した制度は、通商産業省が1967年に実施した「商店設備リース制度」が最初の制度でした。この制度は、リース会社が長期信用銀行²⁹の融資制度を利用し、ボランティア・チェーンの加盟店に対して、チェーン本部の保証のもとに、チェーン店の設備近代化のために必要な機械設備をリースするという制度であり、その後次々と実現するリースを活用した政策融資制度の原型となりました。

この制度は、リース会社にとっては安定的な資金調達をすることができ、ユーザーにとっては通常よりも安いリース料でリースを利用することが可能となるなどの効果がありましたが、1975年度をもってほぼ終了となりました。その後、この制度は日本開発銀行（現在の日本政策投資銀行）の融資制度（図表18参照）へと引き継がれ、対象設備の増加等の拡充が図られました。

²⁸ 「産業機械、設備、その他の物品を特定の使用者にかわって調達し、それを賃貸する事業所のうち、賃貸するものが他の小分類3項目以上にわたり、かつ、賃貸する期間が1年以上にわたるもので、その期間中に解約できる旨の定めがない条件で賃貸する事業所をいう。」と定義されています。2013年に「物品賃貸業」が大分類に格上げされ、現在は「不動産業・物品賃貸業」の「総合リース業」として位置づけられています。

²⁹ 長期信用銀行債を発行して設備資金又は長期運転資金に関する貸付けをすることを主たる業務として営む者です（長期信用銀行法第4条）。長期信用銀行債は資本金及び準備金の合計額の30倍まで発行することができるとされていました（長期信用銀行法第8条）。過去3行ありましたが、金融機関の統合等により、現在、長期信用銀行は存在しません。

図表 18 政策融資制度（日本開発銀行）の仕組み



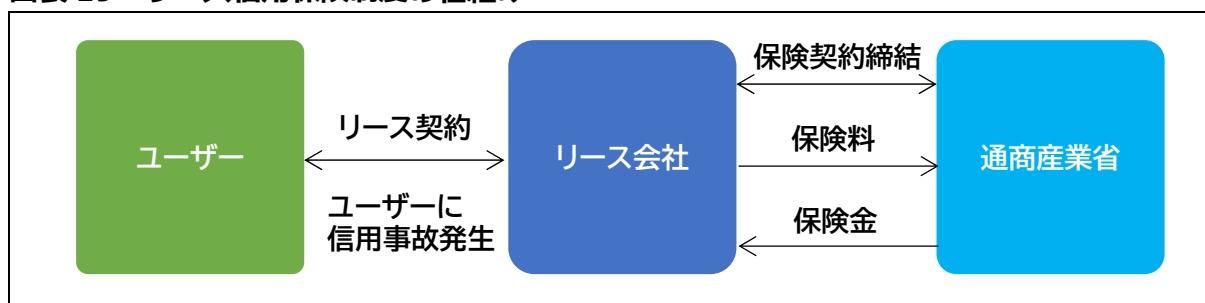
b. リース信用保険制度

リース取引は中小企業の分野においても次第に浸透してきましたが、大企業と比べて信用力の乏しい中小企業は、リース利用に対して強いニーズを持っているにもかかわらず、リース会社がリース契約の締結に躊躇することもありました。

機械類の流通形態として普及してきたリースに着目した通商産業省は、中小企業の設備近代化、新型機械類の普及促進による機械工業振興の観点から、1973年、機械類信用保険法³⁰を改正して「リース信用保険制度」を創設し、ユーザーにリース料の不払いがあった場合、その不払額の2分の1を補填することにより、信用力の乏しい中小企業にあっても、リースの円滑な利用が可能となる措置を講じました（図表 19 参照）。

リース信用保険制度は、1973年7月、金属工作機械、計数型電子計算機等中小企業におけるリース利用度が高い17機種を対象にスタートし、2003年3月に廃止されるまでの間、中小企業向けのリースの信用補完措置として活用されました。

図表 19 リース信用保険制度の仕組み



注) 通商産業省が特別会計を設けて運用していましたが、信用保険の規模が増大したことに伴い、1984年から中小企業信用保険公庫（2002年中小企業総合事業団）に業務を移管しました。

c. 公害防止機器の固定資産税非課税措置

高度経済成長期に社会問題となった公害・環境問題に国として対処するため、政府は1970年の臨時国会において、公害対策基本法をはじめとする関係法令の整備を行い、融資制度、税制等の措置を講じました。

その一環として地方税においても固定資産税の非課税措置を講じることとなり、当協会の提言により、リースで導入した場合においても固定資産税を非課税とする措置が採用され、1974年度税制改正においてこの非課税措置³¹が実現しました。

³⁰ 1961年に割賦販売を対象とする信用保険制度が時限措置として創設され、その後、恒久的な措置となり、1970年にローン保証販売が追加されました。

³¹ 地方税法におけるリース契約の定義は、機械類信用保険法のリースの定義が用いられました。

当協会は非課税措置の趣旨を踏まえ、「リース会社は既契約分でリース料の中に固定資産税が含まれている場合は、その額をユーザーに返還すること、また、今後のリース契約締結にあたっては、固定資産税相当額を何らかの方法でユーザーに還付すること」等、非課税に関する取扱いを検討し、1974年5月、「公害防止機器リースの場合の固定資産税非課税扱いに関する申し合わせ事項」を取りまとめました。

d. 国際航空機リース制度

1977年から1978年にかけて、第一次オイル・ショック以降の世界的不況が続く中で、わが国の輸出は活発に推移した反面、輸入は不調であったことから、貿易収支の不均衡が拡大しました。このため、欧米諸国を中心にわが国の経済政策に対する批判が強まり、政府も通商摩擦解消と黒字減らし対策の必要に迫られました。

このような状況のもと、政府は1978年3月に開催された国際収支対策閣僚会議において緊急外貨貸付制度の活用等4項目の対策をまとめ、同年4月の経済対策閣僚会議で黒字減らし対策の一環として、日本輸出入銀行の緊急外貨貸し制度を大幅に拡充することを決定し、同年5月に新制度を発足させました。新設された長期外貨貸し制度は、①期間3年超10年以内で金利は原則として年6%、②1978年度中に緊急輸入され、③黒字幅の縮小につながり、④国内外の健全な取引を乱すことなく、⑤外貨によらなければ実施が困難等の基準をクリアすることが必要とされたため、外国製航空機を海外航空会社にリースすることが最も効果的とされました。

この制度による航空機緊急輸入実績は合計31機、約9億3,400万ドルとなり、その他の緊急輸入品目の中でただ一つ輸入目標を達成するという成果を収めました。

しかしながら、同制度では、わが国の貿易収支管理上、米国製航空機を米国航空会社にリースすることが困難であったため米国側から不満が出たこと、また、借入利率とリース料率との差（スプレッド）が大きすぎるとの意見、リースする際は黒字減らしになっても、その後のリース料回収は黒字増加要因になるとの意見がありました。こうした状況に加え、わが国の国際収支の黒字が減少傾向を示してきたこともあって、大蔵省は1979年度から同制度を廃止する方向を打ち出し、1979年5月、国際航空機リース制度は終了しました。

同制度は1年間という短い期間ではありましたが、リース会社にとって大規模な国際取引を経験できたこと、国策に協力したことによってリース業界の知名度が大幅にアップしたこと等、リース業界がこの制度によって得るところは大きかったと考えられます。

e. 補助金制度

1979年度、初のリースに関する助成制度となる「食品等製造設備リース助成制度」が農林水産省によって創設されました。この制度は、「特定農水産物加工利用等増進事業」のもと、食料品製造業者、給食事業者等が、国産農水産物を原料とする新製品の製造に必要な設備、あるいは国産農水産物の原料需要拡大に資すると認められる新鋭設備をリースで導入する場合、そのリース料の一部が補助されました。

以上

コラム：当協会組織の紹介③ 会計税制委員会

会計税制委員会は、協会設立の当初から設置された委員会であり、リースの根幹をなす会計制度・税制度に関する調査研究を行っています。2000年代以降は、会計基準のグローバル化が進展したことに伴い、国外の関係者に対する提言活動も行うようになりました。

委員は、リース会社の経理部門の責任者・担当者であり、その経験を活かし、会計税制委員会の審議に関与いただいています。

現在、ASBJにおいてすべてのリースをオンバランスする新しいリース会計基準の公開草案の公表に向けた審議が進められていますが、当協会の重要課題の一つであり、当委員会として全力を挙げて対応してまいります。

委員長 平崎 達也（東京センチュリー 取締役常務執行役員）

コラム：当協会組織の紹介④ 法制委員会

法制委員会は、リースに関する法制の調査研究を行っています。1982年に法務委員会として設置され、2012年5月、委員会規程の改正に伴い、法制委員会となりました。

リースに関する取引法がない中、法制委員会が取りまとめたリース契約書（参考）がリースの商慣習法として定着しています。

法制委員会の委員は、リース会社の法務部門の責任者・担当者であり、その経験を活かし、法制委員会の審議に関与いただいています。

法制委員会の調査研究の対象は、経済・社会の変化により年々拡大しており、今後、ファイナンス・リースの法制化を含む担保法制の見直しの議論が本格化しますが、当委員会委員の叡智を結集して対応してまいります。

委員長 山田 周一（芙蓉総合リース グループ法務コンプライアンス部長）